

お知らせ

国民年金保険料は
社会保険料控除の対象です

年金医療課(☎27-2741)

本年中に納付した国民年金保険料は、令和6年分の所得の申告の際、社会保険料控除の対象となり、税額が軽減されます。配偶者や家族の保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができます。本年1月1日から9月30日までの期間に保険料を納付した人には10月下旬から11月上旬にかけて、10月1日から12月31日までの期間に本年初めて納付した人には令和7年2月上旬に、納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から郵送されます。年末調整や確定申告の手続きの際は、この証明書または領収証書を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は郵送されなくなりま

す。電子版の利用方法などは、日本年金機構HPで動画を掲載しています。

問 専用ナビダイヤル(☎0570-003-004・IP電話でかける場合は☎6630-2525)または前橋年金事務所(☎027-231-1719)

11月は「ねんきん月間」

年金医療課(☎27-2741)

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です。この機会にねんきん定期便やねんきんネット(インターネット)で、年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の人生設計について考えてみませんか。ねんきん定期便は、毎年、年金加入者の誕生日に日本年金機構から郵送されます。ねんきんネットでは、いつでも自分の年金情報を確認できます。

問 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号(☎0570-058-555)または前橋年金事務所(☎027-231-1719)

相続登記の申請義務化・自筆証書
遺言書保管制度に関する説明会

資産税課(☎27-2719)

時 11月8日(金)・12月11日(水)・令和7年1月21日(火)・2月19日(水)の午前10時～11時

場 前橋地方法務局伊勢崎支局(太

教育委員会会議定例会の傍聴

教育委員会総務課(☎27-2785)

時 11月19日(火)午前10時開始
場 市役所本館5階職員研修室
定 7人(先着順)

申 当日午前9時30分から9時50分までに直接会場へ

登録型本人通知制度を
利用してください

市民課(☎27-2727)

本市に住民登録や本籍がある人の住民票や戸籍謄本などの証明書が、代理人や第三者の申請により交付された場合に、証明書の種類・交付年月日・請求者(代理人か第三者か)を本人に通知する制度です。登録期間は3年で、事前に登録または更新が必要で

申 運転免許証など本人確認ができる物を持って本人が市民課へ

県最低賃金が改正されました

商工労働課(☎27-2755)

県最低賃金が935円から985円に改正され、県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に、10月4日から適用されました。なお、特定の製造業には、県最低賃金より時間額が高い特定(産業別)最低賃金が定められています。

伊勢崎シティマラソンに伴う
交通規制

問 スポーツ振興課(☎27-2747)
時 12月1日(日)午前8時30分～正午



で感想や意見を話し合います。

対 ひきこもり当事者の家族

定 20人程度(先着順)

料 無料

申 11月11日(月)から26日(火)までに電話で社会福祉課または専用HPから申し込んでください



▲専用HP

【ひきこもり当事者のための居場所】

参加者同士で話ができる交流スペースと読書などをして静かに過ごせる非交流スペースを開設します。何も求められずゆっくりできる居場所です。

対 ひきこもり当事者

料 無料

申 当日直接会場へ

問 群馬労働局(☎027-896-4737)

宝くじの助成金で
会議所備品を整備

行政課(☎27-2702)

(二財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を行っており、地域のコミュニティ活動の発展のために活用されています。南千木町区では、この宝くじの助成金を利用して、プロジェクトやエアコン、テントなど会議所の備品や法被など祭りの備品を整備しました。地域交流のさらなる活性化が期待されます。

スポーツ

スケート教室

スポーツ振興課(☎27-2747)

時 12月2日から13日までの月・水・金曜日午後6時30分～8時(全6回)

場 伊勢崎スケートセンター(今井町)

対 市内に在住または在勤・在学の小中学生以上の人

定 30人(先着順)

料 4000円(貸し靴代など)

申 11月11日(月)から参加料を添えてスポーツ振興課へ

市民スポーツの日 施設の無料開放

時 12月1日(日)午前9時～午後5時
対 市内に在住または在勤・在学の人

申 当日直接会場へ
※あずま総合運動公園テニスコートの利用はあずま運動施設管理事務所へ。境体育館の利用は境運動施設管理事務所へ



▲詳しくは市HPへ



場・問

- 赤堀剣道場＝赤堀運動施設管理事務所(☎62-1930)
- あずま総合運動公園テニスコート＝あずま運動施設管理事務所(☎62-7271)
- 境体育館＝境運動施設管理事務所(☎74-1113)